

越前市告示第162号

公共下水道施設維持管理業務包括委託について、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年10月29日

越前市長 奈良 俊幸



1 入札に付する業務

(1) 業務名 公共下水道施設維持管理業務包括委託

(2) 業務場所 越前市内の各公共下水道施設

家久処理区：家久浄化センター（家久町地係）

今立処理区：今立浄化センター（杉尾町地係）

東部処理区：水循環センター（瓜生町地係）

(3) 業務内容 公共下水道施設維持管理業務包括委託 一式

対象施設概要

処理区名	施設概要	
	現有施設（能力）	包括委託期間の新增設計画
家久処理区	- 家久浄化センター（標準活性汚泥法、処理能力19,200m³/日最大） - 家久中継ポンプ場 1箇所 - マンホールポンプ場 32箇所 - 浸水対策関連施設 5箇所	汚泥前処理施設、機械濃縮施設 令和6年度供用開始予定
今立処理区	- 今立浄化センター（嫌気好気ろ床法、処理能力2,300m³/日最大） - マンホールポンプ場 15箇所	特になし。
東部処理区	- 東部水循環センター（オキシデーションディッチ法、処理能力4,500m³/日最大） - マンホールポンプ場 15箇所 - 消雪ポンプ場 1箇所	マンホールポンプ場は、1箇所新設予定。

(4) 業務期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

- (5) 委託料の契約上の上限額等（消費税および地方消費税相当額を含む。）

金 1, 129, 810, 000円

- (6) 契約形態 5年間の債務負担行為契約とする。

- (7) 入札方式 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満足する者であること。

- (1) 令和3年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づく当該契約に係る入札の公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市において指名停止、又は指名除外の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本社又は主たる営業所の所在地が、福井県内にあること。
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）により、国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者
- (7) 平成18年4月1日以降、北陸地域（福井県・石川県・富山県）において、下水道法（昭和33年法律第79条）に基づく合流式又は一部合流式であり晴天日最大処理能力19,200m³/日以上処理場の運転管理業務及び中継ポンプ場の運転管理業務について、元請又は共同企業体の構成員として3年以上の履行実績を有する者
- (8) 次に掲げる要件を満たす者を配置できること。
 - (ア) 下記に掲げる基準を満たす総括責任者を当該業務に専任で配置できること。
 - ① 総括責任者は、下水道法第22条第2項で定める資格を有する者で実務経験を5年以上有する者
 - ② 総括責任者は、晴天日最大処理能力15,300m³/日以上と同種業務に関し、指導監督的な立場として直前の15年間に於いて3年以上の実務経験を有する者
 - ③ 総括責任者は、3カ月以上の継続的な雇用関係が確認できるものであること。
 - (イ) 下記に掲げる基準を満たす副総括責任者を当該業務に専任で配置できること。
 - ① 副総括責任者は、下水道法第22条第2項で定める資格を有する者で実務経験を2年以上有する者

② 副総括責任者は、3カ月以上の継続的な雇用関係が確認できるものであること。

(ウ) 日常業務の遂行に必要な下表の有資格者が配置できること。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 危険物取扱者乙種4類 | (消防法第13条の規定に基づく資格者) |
| ② 2級ボイラー技士 | (労働安全衛生法第61条の規定に基づく資格者) |
| ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | (労働安全衛生法第14条の規定に基づく資格者) |
| ④ 第2種電気工事士 | (電気工事士法第3条の規定に基づく資格者) |
| ⑤ 床上操作式クレーン運転技能者 | (労働安全衛生法第61条の規定に基づく資格者) |
| ⑥ 小型移動式クレーン運転技能者 | (労働安全衛生法第61条の規定に基づく資格者) |
| ⑦ 玉掛け技能者 | (労働安全衛生法第61条の規定に基づく資格者) |
| ⑧ 特定化学物質作業主任者 | (労働安全衛生法第14条の規定に基づく資格者) |
| ⑨ 有機溶剤作業主任者 | (労働安全衛生法第14条の規定に基づく資格者) |

(9) 越前市の市税及び福井県内にある本社又は主たる営業所の所在地の市税又は町税を滞納していない者